

住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令(案)に対する意見募集の結果

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	<p>渋谷区のLINE受付を狙い撃ちで妨げることを明確にするための改正であると理解しています。自治体や民間企業が創意工夫により住民の利便性の向上を図ることを妨げる改正であり、デジタル推進の方向に逆行するものと考えます。</p> <p>デジタル庁設立前のドタバタでこのような改正を行うのではなく、デジタル庁設置後に、利便性とリスクを適切に再度評価したうえで、再度省令の改正の必要性の有無を冷静に検討することを望みます。</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(以下「総務省情報通信技術活用省令」という。)第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。</p> <p>なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めているようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。</p> <p>上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではなく、ご指摘の「自治体や民間企業が創意工夫により住民の利便性の向上を図ることを妨げる」ものとは考えておりません。</p>	無
2	<p>改正する必要性を感じません。</p> <p>渋谷区のLINEを通じた住民票の写しの交付をうけての改正かと思われませんが、このような事業者の新規参入を妨げて、マイナンバーカードの普及とそれによる電子署名のみを根拠とした申請を進めることが、行政サービスを受ける市民の利益になるのでしょうか。</p> <p>現在の国と都道府県、区市町村の状態で旧来の入札制度を経たサービス構築によって、既に一定の利便性が確保されているサービスを上回るものが提供されるとは思えませんし、マイナンバーカードを用いた電子署名による個人認証の機密性がそれとトレードオフになるものとも思えません。</p> <p>民間企業の自主的なサービスデザインを上回るものが現在の行政から出てくるとは到底思えず、間口を広く持って基盤的な部分を整備することに尽力するのがいいのではないかと考えています。</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(以下「総務省情報通信技術活用省令」という。)第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。</p> <p>なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めているようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。</p> <p>上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではなく、ご指摘の「事業者の新規参入」を妨げるものとは考えておりません。</p>	無
3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民票の写しの請求など、住民に身近な手続は、様々なチャネルの選択肢があるに越したことはありません。 ○ 金融機関のオンライン本人確認にも利用できるレベルのセキュリティを確保したeKYCを活用する道を閉ざすのは、行政のデジタル化を衰退させます。 ○ 菅内閣はデジタル庁を設置して、諸外国から数十年も遅れている日本の行政のDXを推進するのではなかったのですか？明らかに時代や住民の要請に逆行した、省令の改正です。 ○ 国(総務省)は、マイナンバーカードを普及させたいのですが、それ自体は否定しません。しかしながら、他の優れた技術を認めないという閉鎖的な思考は、明らかに省益優先で住民の利益をないがしろにしています。 ○ 私は自治体の職員として、行政のDXはスタートアップ企業のアイデアや感性、技術力やスピード感を活用しないと、成功しないと実感しています。このような観点からも今回の省令改正は百害あって一利なしです。自治体からしたら、はっきり言って迷惑です。余計な事をしないでいただきたい。 ○ 行政手続のオンライン化は住民の生活の利便性に直結した分野です。これにかかわる重要な法令解釈を、省令の改正という極めて小手先かつ非民主的な手段で「こっそり」とやるのは、卑怯であるとともに、住民、自治体職員、行政のデジタル化に関わる民間企業を軽んじていると、強い憤りを覚えます。 ○ 国が行政のDXを本気で進めたいのであれば、本件省令改正は撤回していただかないと筋が通りません。 	<p>住民票の写しに記載される情報は、氏名、住所等、個人識別につながる情報が含まれ、不正に外部へ漏えいした場合、第三者に悪用される危険性が高いものであるため、住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(以下「総務省情報通信技術活用省令」という。)第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。</p> <p>なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めているようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。</p> <p>上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではなく、ご指摘の「行政のDX」の推進等に逆行するものとは考えておりません。</p>	無

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
4	<p>今、このご時世でこのような時代に逆行した改正をすることが国民にどのようなメリットがあるのでしょうか？総務省の方は相当頭が悪いのか、デジタル化を必死で止めたがっている抵抗勢力の集団なのかわかりませんが、もし少しでも心ある職員がいるのであれば、貴重な税金をこのような姑息なことを考える時間に使うのではなく、日本を本気で前進させるための建設的な時間に使ってください。不祥事や犯罪ばかり起こしていますが、せめて余計なことをして国民の利益を奪うのはやめてください！</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「総務省情報通信技術活用省令」という。）第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めていないようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではなく、ご指摘の「デジタル化」の妨げとなるようなものとは考えておりません。</p>	無
5	<p>これってマイナンバーカードを持ってる人しかオンライン申請できなくするという改正ですよ。一方では外出するなど言いながら、マイナンバーカード持っていない人は危険を冒して混んでいる役所の窓口に行けという事ですか？なぜ国民の利益を損なうような事ばかりしようとするのですか？渋谷区の申請はとても便利で、日中に役所に行けない私にとってはすごく助かってます。絶対に反対です！</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「総務省情報通信技術活用省令」という。）第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めていないようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではありません。また、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項に規定する電子署名は、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名」を指し（同令第2条第2項第1号）、個人番号カードを用いた電子署名に限られるものではありません。</p>	無
6	<p>改正の必要はない。本人昭明について、市町村長が適切と認める方法を排除して、電子署名に限定する必要はない。改正理由に明確化としかないが、なぜ電子署名に限定するかまったく理由がない。</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「総務省情報通信技術活用省令」という。）第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めていないようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきており、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものです。また、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項に規定する電子署名は、これを用いることで、暗号技術によって、確実な本人確認と文書の改ざん検知が可能となる上、電子署名及び認証業務に関する法律第3条の規定に基づき、送信された情報は真正に成立したことが推定されることとされているものであることから、オンラインにおける厳格な本人確認手段として必要なものと考えており、こうした要件を満たしていない手段を採用することは適切でないと考えています。</p>	無

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
7	<p>前提として、改正案に不明な点が多いため現時点では賛成でも反対でもございません。</p> <p>まず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の目的である「国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会」の実現に照らして、総務省はこの省令改正案によって具体的に何を達成したいのか、この改正案によって国民はどのような具体的便益が得られるのか、それぞれ明確にしていただけませんか。</p> <p>また、総務省はこの改正案に至るまでに、マイナンバーカードに搭載された証明書をを用いた電子署名による本人確認(いわゆる公的個人認証)と比べて eKYC は厳格性において劣るという旨の通知を出していますが、eKYC が公的個人認証と比べて技術的にどう劣っているのでしょうか。</p> <p>関連して、eKYC が公的個人認証よりも技術的に劣っているとしても住民票の写し等を交付するに際して十分な厳格性を備えているならば、公的個人認証しか使えないよりも公的個人認証と eKYC のいずれも使えるほうが国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するのではないのでしょうか。</p> <p>関連して、eKYC が公的個人認証よりも劣ってはいるものの十分な厳格性を備えていつつ、しかし法技術的な問題があるために認められないというのであれば、そのテクニカルな問題を解決し eKYC も公的個人認証も使えるようにするという方向では進められないのでしょうか。</p> <p>関連して、この改正案についてのパブコメ募集が開始され、渋谷区から抗議の声明が出ましたが、総務省と渋谷区との間で十分な対話はなされたのでしょうか。</p> <p>また、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第2項ただし書きにおける「行政機関等」は総務省のみならず各地方自治体も含まれるのではないのでしょうか。含まれると解釈した場合、同ただし書きの「行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合」には、今般報道にある渋谷区が実施している eKYC による本人確認をする場合も含まれるのではないのでしょうか。含まれないと総務省が解釈する場合、その根拠は何でしょうか。</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報が漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(以下「総務省情報通信技術活用省令」という。)第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。</p> <p>なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の一般的な行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めていないような行政手続についてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。</p> <p>上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきており、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものです。</p> <p>また、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項に規定する電子署名は、これを用いることで、暗号技術によって、確実な本人確認と文書の改ざん検知が可能となる上、電子署名及び認証業務に関する法律第3条の規定に基づき、送信された情報は真正に成立したことが推定されることとされているものであることから、オンラインにおける厳格な本人確認手段として必要なものと考えており、これらの要件を満たしていない手段を採用することは適切でないと考えています。</p>	無
8	<p>渋谷区の意見に賛同し、eKYCによる本人確認を認めるよう求めます。建前として地方自治を謳っているところで、お気持ちに基づいた安心(エビデンスに基づいた安全ではない)のために、先進的な地方公共団体の先行投資を無為にする改正は社会に与える悪影響が大きいと考えます。</p> <p>また、もし認められない場合、マイナンバーカードに係るユーザー利便性を追求するための今後の施策案について詳らかに開示し、地方公共団体及びマイナンバーカード周辺企業のイノベーションを促進するよう求めます。</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報が漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(以下「総務省情報通信技術活用省令」という。)第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。</p> <p>なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めていないようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。</p> <p>上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではありません。</p> <p>また、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項に規定する電子署名は、これを用いることで、暗号技術によって、確実な本人確認と文書の改ざん検知が可能となる上、電子署名及び認証業務に関する法律第3条の規定に基づき、送信された情報は真正に成立したことが推定されることとされているものであることから、オンラインにおける厳格な本人確認手段として必要なものと考えており、これらの要件を満たしていない手段を採用することは適切でないと考えています。</p> <p>ご指摘のマイナンバーカードの利便性の向上については、総務省としても重要な課題と認識しており、デジタル庁と連携しつつ、引き続き、カードの更なる普及に取り組んでまいります。</p>	無

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
9	<p>今回の改正について、渋谷区の取り組みから知りました。かつて渋谷区に住んでいた時にかのシステムが使えていたらどれだけ便利だったろうかとおもいます。今住んでいる自治体、国内どこでもできるようになれば便利だと思いません。</p> <p>便利なお手紙が送れるようになることと、マイナンバーを利用することはなにも同時に進めなくてもよいと思います。便利にできるようになったことを、後から(マイナンバーが国民に周知、利用できるようになってから)これと同じことが皆さんお持ちのマイナンバーを使ってもできるようになりました、としたほうがより多くの人が、より早くから便利さを楽しめるのではないのでしょうか。誰でも便利に、というのは現在の渋谷区のLINE利用であって、まず便利さを知ってもらう、デジタル化の良さを使ってもらうという点で優れていると思います。マイナンバーがまずなければデジタル化の恩恵は受けられませんという現状より、よっぽど良いかと思いません。マイナンバーを使わせることが目的ではなく、デジタル化・作業のスマート化をすすめる手段の1つがマイナンバーだったと思います。便利な手段がお互いに阻害しあうのも、他の手段を禁止するのも、よりデジタル化を遅らせる原因かと思いません。便利なことは便利のように、誰でもいつでも使いやすいようにしていただけたらと思います。ゆくゆくは渋谷区モデルというように全国でいつでもどこでも、本人確認が必要な書類の取り寄せなどができるようになることを望みます。</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当手段により行われることにより個人情報漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(以下「総務省情報通信技術活用省令」という。)第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。</p> <p>なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めていないようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。</p> <p>上記のことについては、これまででも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではなく、ご指摘の「デジタル化」を遅らせるものとも考えておりません。</p> <p>なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項に規定する電子署名は、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名」を指し(同令第2条第2項第1号)、個人番号カードを用いた電子署名に限られるものではなく、今回の改正案は、個人番号カードの普及促進を目的とするものではありません。</p>	無
10	<p>今回改正の対象となっている法律および、改正内容は、電子的に行われた不正な住民票の写し等の交付申請により、第三者に住民票の写し等が不正に取得され個人情報漏洩することから国民を守ることが目的である、と認識しております。</p> <p>改正内容では、住民票の写し等の交付申請時の本人確認を行うための技術的手段を電子署名を用いることに限ること、目的を達成しようとしています。</p> <p>手段を電子署名に限る点について、以下の点で問題があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子署名を用いたからといって制度の仕組みによっては安全であると言い切れないこと。 ・電子署名を用いないからといって技術・仕組みの組み合わせによっては安全を確保できること。 ・電子署名を用いる申請方法はマイナンバーカードの普及率を考えると現時点で必ずしも利便性の高い手段と言えないこと。 <p>個人情報漏洩といったリスクが低く、かつ利便性を損なわない手段を、現時点で採用可能な技術や仕組みを組み合わせ検討し、採用できるようにすべきではないでしょうか。</p> <p>また、技術や社会情勢の変化によっては、既存の手段の脆弱性が大きくなる場合も容易に考えられるため、変化に合わせて、各時点で最も合理的な手段を柔軟に採用できる状況にしておくべきではないでしょうか。</p> <p>以上から、唯一の手段のみを選択し、それ以外の手段を排除することにより、手段選択の柔軟性をなくすことに繋がる今回の改正案は再検討が必要と考えます。</p> <p>具体的には以下の項目が満たされる改正案であることを望みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し等の交付申請の際の本人認証手段を、電子署名を用いた方法のみに限定しないこと。 ・国民が受ける利便性等の利益に対し、個人情報の漏洩リスクが低い手段を採用できる柔軟性を残すこと。 ・電子署名を含め、採用予定の手段について、個人情報の漏洩リスク、利便性を評価し、採用可否および継続採用の可否を迅速かつ公正に判断できる仕組みをつくること。継続採用については定期的に判断すること。 ・上の採用可否、継続採用可否を判断する手続きにおいて、採用不可と判断する場合は、他の手段のリスク低減に資するため、どのような点がリスクとなると判断したのか、速やかに公表し、手続き中および採用、採用継続と判断したのちは、攻撃者に情報を与えないため、手段の詳細や手続きの判断内容を公開しないこと。 	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当手段により行われることにより個人情報漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(以下「総務省情報通信技術活用省令」という。)第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。</p> <p>なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めていないようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。</p> <p>上記のことについては、これまででも通知等で市区町村に示してきており、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものです。</p> <p>総務省情報通信技術活用省令第4条第2項に規定する電子署名は、これを用いることで、暗号技術によって、確実な本人確認と文書の改ざん検知が可能となる上、電子署名及び認証業務に関する法律第3条の規定に基づき、送信された情報は真正に成立したことが推定されることとされていることから、オンラインにおける厳格な本人確認手段として必要なものと考えており、これらの要件を満たさない手段を採用することは適切でないと考えていますが、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	無
11	<p>案の内容に賛成します。</p> <p>一部の自治体において顔写真の送信を本人確認の要素としているようですが、送信者が自信の顔写真を送信しているという保証は全くなく、本人確認として意味がありません。写真による本人確認は、本人と対面していることを前提とするものです。こういった不適切な本人確認は省令で禁止すべきであると考えます。</p>	賛成意見として承ります。	無
12	<p>渋谷区民です。</p> <p>法令改正に賛成です。</p> <p>渋谷区は一民間企業のLINEを重用していますが、同社はサーバーを韓国に置いていることが話題になりました。eKYCで利用した画像や個人情報がどう扱われているかわからず不安です。</p> <p>行政は安全第一が基本だと思います。</p> <p>適切に渋谷区に指導をお願いします。</p>	賛成意見として承ります。	無

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
13	<p>当該省令案は、IT技術の進展や自治体個々の事情を無視してマイナンバーカードを用いた電子的本人確認手続を強制するものであり、行政サービスの利便性を低下させ、国民に害を与えるものとする。撤回を要望する。</p> <p>有名な例ではeKYC方式(顔認証方式)による本人確認を採用した渋谷区の事例があるが、eKYC方式(顔認証方式)は採用例の多い方式であり、利便性が高く、セキュリティ事故の報告もない。敢えて不便なマイナンバーカードに戻る必然性がない。</p> <p>当該省令案の作成者は、ビジネス・セキュリティ・ユーザビリティのバランスを欠いているように感じる。</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報が漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(以下「総務省情報通信技術活用省令」という。)第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。</p> <p>なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めているようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。</p> <p>上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではありません。</p> <p>総務省情報通信技術活用省令第4条第2項に規定する電子署名は、これを用いることで、暗号技術によって、確実な本人確認と文書の改ざん検知が可能となる上、電子署名及び認証業務に関する法律第3条の規定に基づき、送信された情報は真正に成立したことが推定されることとされているものであることから、オンラインにおける厳格な本人確認手段として必要なものと考えており、これらの要件を満たさない手段を採用することは適切でないと考えています。</p> <p>なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項に規定する電子署名は、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律百二号)第二条第一項に規定する電子署名」を指し(同令第2条第2項第1号)、個人番号カードを用いた電子署名に限られるものではなく、今回の改正案は個人番号カードの利用を強制する趣旨のものではありません。</p>	無
14	<p>本件に関しては、渋谷区及びその提携事業者と国との間の紛争を発端として行われた改正であるという、渋谷区及びその提携事業者並びに第三者からの指摘が散見されるところである。</p> <p>本意見は当該紛争の帰趨の是非を述べるものではない。しかし、当該紛争を発端として改正の必要があるという認識に至ったということが改正時期からして疑われるところ、当該改正が委任の趣旨に反しないことその他の法令適合性及び改正に至った理由と目される渋谷区の出組の危険性を十分に説明すべきではないか。</p> <p>かかる説明もない中で改正を実施するのであれば、渋谷区等との紛争において勝ちたいがために、紛争解決を狙い撃ちにした改正であると、外部(国民)から認識されてもやむを得ないものと思われる。この場合は、他事考慮に基づく改正として、違法と評されよう。私は、本改正がそのような目的による改正ではないとは信じているが、国民からの責省への信頼の維持のためにも十分な説明を期待している。</p> <p>最後に、デジタル庁が発足し、官庁・企業においてDX化が声高に叫ばれている中において、抽象的な危険性をもって渋谷区のような素晴らしい取組を停止させるような判断は厳に謹んでいただきたい。十分具体的な危険性が説明されることを期待する。</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報が漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>オンラインによる手続については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「デジタル手続法」という。)第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(以下「総務省情報通信技術活用省令」という。)第4条第2項の規定により認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。</p> <p>なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めているようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。</p> <p>上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではなく、ご指摘の「DX化」に反するようなものとは考えておりません。</p> <p>なお、デジタル手続法第6条第1項は、様々な行政手続一般を対象とするものであるため、同項に基づいてオンラインで行政手続を行う場合の具体的方法については、当該手続の根拠法令を所管する主務大臣の定める省令(主務省令)に委任することとしており、今回の改正はこの委任に基づくものです。</p> <p>また、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項に規定する電子署名は、これを用いることで、暗号技術によって、確実な本人確認と文書の改ざん検知が可能となる上、電子署名及び認証業務に関する法律第3条の規定に基づき、送信された情報は真正に成立したことが推定されることとされているものであることから、オンラインにおける厳格な本人確認手段として必要なものと考えており、これらの要件を満たさない手段を採用することは適切でないと考えています。</p>	無
15	<p>今回の改正により行政のデジタル化が妨げられ、結果的に不利益を被るのは国民ではないでしょうか。</p> <p>行政のハンコレスやテレワークなど、国が率先して行っている内容に対して時代に逆行していると考えますので改正に反対です。なぜ改正しなければいけないのか、その理由を明確にお応えください。</p> <p>また、このような改正ではなく、行政がハンコレスやテレワークを率先するにあたり、地方自治体に対して国から強制力を持って法定すべきです。そのほうがよっぽど国民の利便性が高まります。</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報が漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。</p> <p>なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めているようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。</p> <p>上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではなく、ご指摘の「行政のデジタル化」を妨げるものとは考えておりません。</p>	無

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
16	<p>実質的に渋谷区が行っているLINEを使った申請方法をできなくなるため、住民にとって不利益な変更である。代替案があるとしてもLINEという日本で最も使用されているスマートフォンアプリに変わる利便性を越える利便性を担保する必要がある。総務省は具体的で有効な代替案を示してから、改正すべき。マイナンバーよりLINEが普及しているから、こうした手段を使われている事実を総務省はもっと真剣に受け止めるべき。マイナンバーカードが普及していれば、最初からマイナンバーカードを活用した手段も検討できたはずであるが、十分に普及できていないのは、政府や省庁がデジタル化に失敗したから、国の失敗を民間の技術で補っているのに、民間の技術潰すような改正は厳に慎むべき。</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報が漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(以下「総務省情報通信技術活用省令」という。)第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。</p> <p>なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めていないようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。</p> <p>上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではありません。</p>	無
17	<p>事実上、オンラインでの住民票申請をマイナンバーカードの使用のみとする改正であると考えられます。マイナンバーの交付率は上昇傾向にあるものの、すべての人が持っているわけではありません。マイナンバーカードを持っている人も持っていない人も同じように利便性の高いサービスが受けられるよう、オンラインでの住民票申請については様々な方法が用意されるべきものと考えます。</p> <p>今回の改正は、国民が本来得ることができたはずの利便性や自治体の創意工夫の余地をつぶすようなものであると考えざるを得ません。</p> <p>そもそも総務省は電子署名以外での方法によるオンラインでの住民票申請については総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第2項のただし書は適用できないという旨の技術的助言を発出しています。</p> <p>今回の改正は総務省の主張を後付けで正当化しようとしているような印象を持たざるを得ません。</p> <p>このような手法が用いられていることに大きな不信感を抱きました。</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報が漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(以下「総務省情報通信技術活用省令」という。)第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。</p> <p>なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めていないようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。</p> <p>上記のことについては、御指摘のとおり、これまでも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではなく、ご指摘の「自治体の創意工夫の余地」を失わせるものとは考えておりません。</p> <p>また、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項に規定する電子署名は、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名」を指し(同令第2条第2項第1号)、個人番号カードを用いた電子署名に限られるものではありません。</p>	無
18	<p>所定の電子署名に限ることでイノベーションを阻害し国民の利便性を削ぐと考えるので反対です。</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報が漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(以下「総務省情報通信技術活用省令」という。)第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。</p> <p>なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めていないようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。</p> <p>上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではなく、ご指摘の「イノベーションを阻害」するようなものとは考えておりません。</p>	無
19	<p>渋谷区の不完全な本人確認による住民票閲覧を止める本改正に賛成します。</p> <p>セキュリティの専門家 高木浩光先生の解説より</p> <p>1.渋谷区は「高精度の顔認証技術」と主張するが、認証ではないし、不完全な技術</p> <p>2.渋谷区は「空港の入国審査で使われている」と主張するが、事実でない。全く異なる技術</p> <p>3.渋谷区は「金融機関の口座開設で使われている」と言うが、それは市民に被害が出ない用途だから</p> <p>サイバー犯罪が多くなる昨今、利便性のみを追求し、重要な個人情報であり本人確認書類である住民票を簡単にやり済ませる方法で入手できることは不安以外の何者でもありません。</p> <p>マイナンバーカードの電子証明書以外の認証は本人を確認したとは言えません。</p>	<p>賛成意見として承ります。</p>	無

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
20	<p>国が推進するDXIに反しており、国民の利便性向上を妨げるものである。住民票交付に関しては郵送やコンビニ交付などが既に広く運用されていること、住民票自体が本人確認の証明として扱われていない現状からしても、電子証明をもって申請を義務付けする必要性に疑問を感じる。実情を鑑みず、先行して取り組む自治体や企業をどうにか引き摺り下ろそうとすることに躍起となる浅はかな国家公務員の執念を感じるだけの改正である。おかしなプライドだけで、政権にとってマイナスな憲法改正は今すべきではない。</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「総務省情報通信技術活用省令」という。）第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。</p> <p>なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めていないようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。</p> <p>上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではなく、ご指摘の「DX」に反するものとは考えておりません。</p>	無
21	<p>住民基本台帳や住民票は非常に機微な情報であり、しっかりと個人を認証してからアクセスするような形にして欲しいです。</p> <p>東京都の一地方自治体である渋谷区が事実誤認と混同に基づいたプライバシー軽視の声明を出していますが、イメージだけのかけ声に流されず、デジタル技術に基づいた本質的な議論がなされる事を願います。</p>	賛成意見として承ります。	無
22	<p>本改正は本来適用されていた省令但書の適用を外す趣旨の改正であるが、その利用者である国民の利便性を著しく害するものであり、それに比して一応の理由であろう「安全性」の向上は限定的かほぼ無意味であり改正の合理性はない。</p> <p>そもそも狙い撃ちにしたであろう渋谷区のekycは国内外の金融機関等でも実施される方法であり、現在不正利用等が優位に増加している事実もない。また、郵送での申請が認められる点からしてもそれに比べ当該方法が信頼性に欠ける合理的な理由はなく、むしろ郵送の方が信頼性に欠けるとすら言える。</p> <p>仮にマイナンバーカードの普及を企図したものと仮定したとしても、現状の普及率や現有システムの未完さを考えれば普及が進むまでの繋ぎの手段として当該方法を維持する合理性が高く、また、むしろデジタル化を促進するという意味では維持すべきであり、結果、マイナンバーカードの普及にも有益とさえ言える。</p> <p>上記から本改正は不合理な恣意性を持った改正案と言わざるを得ず、実施すべきでないと考えます。</p>	<p>住民票の写しに記載される情報は、氏名、住所等、個人識別につながる情報が含まれ、不正に外部へ漏えいした場合、第三者に悪用される危険性が高いものであるため、住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「総務省情報通信技術活用省令」という。）第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。</p> <p>なお、御指摘の総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書においては、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めていないような行政手続についてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。</p> <p>上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではありません。</p> <p>また、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項に規定する電子署名は、これを用いることで、暗号技術によって、確実な本人確認と文書の改ざん検知が可能となる上、電子署名及び認証業務に関する法律第3条の規定に基づき、送信された情報は真正に成立したことが推定されることとされているものであることから、オンラインにおける厳格な本人確認手段として必要なものと考えており、これらの要件を満たさない手段を採用することは適切でないと考えています。</p> <p>他方、ご指摘の郵便等による請求については、従来より住民基本台帳法の規定により認められており、署名を付すことで真正に成立したことが推定される上、そもそも、オンラインによる請求と書面による請求とでは、条件が大きく異なるため、セキュリティ上のリスクを単純に比較することは困難なものと考えています。</p>	無
23	<p>本改正は本来適用されていた省令但書の適用を外す趣旨の改正であるが、その利用者である国民の利便性を著しく害するものであり、それに比して一応の理由であろう「安全性」の向上は限定的かほぼ無意味であり改正の合理性はない。</p> <p>そもそも狙い撃ちにしたであろう渋谷区のekycは国内外の金融機関等でも実施される方法であり、現在不正利用等が優位に増加している事実もない。また、郵送での申請が認められる点からしてもそれに比べ当該方法が信頼性に欠ける合理的な理由はなく、むしろ郵送の方が信頼性に欠けるとすら言える。</p> <p>仮にマイナンバーカードの普及を企図したものと仮定したとしても、現状の普及率や現有システムの未完さを考えれば普及が進むまでの繋ぎの手段として当該方法を維持する合理性が高く、また、むしろデジタル化を促進するという意味では維持すべきであり、結果、マイナンバーカードの普及にも有益とさえ言える。</p> <p>上記から本改正は不合理な恣意性を持った改正案と言わざるを得ず、実施すべきでないと考えます。</p>	同上	無

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
24	<p>改正案および貴省の方針に賛同いたします。</p> <p>今回の省令改正は、渋谷区とLINE社が実施する、eKYCを用いた本人確認による住民票交付の実施を受けての改正案であると認識しています。</p> <p>eKYCは、銀行口座開設等には用いられているものの、預金引き出し等ユーザ認証には利用されていません。それを「AIによる高精度の顔認証技術」などと称する民間企業に、行政の情報管理を委ねることは危険であると考えます。また、こういった事態を今後起こさないようにするため、今回の省令改正は妥当なものであるとも考えます。</p> <p>LINEに対しては、そのサービス開始時より、個人情報の取扱・セキュリティには大きな懸念を抱く声が多く(特に電話帳情報の収集・紐付け)、昨今も、ユーザの保存したデータ等が中国から閲覧可能となっていたことが発覚したばかりです。</p> <p>また、あまり知られてはいませんが、電話回線網の発信者番号通知のセキュリティを低下させる通話機能の提供も行っていました。</p> <p>このようなセキュリティ意識の低い企業が地方自治体等に入り込み、行政が持つ情報にかかるセキュリティ(特に機密性)を低下させることがないよう、同改正案および貴省の方針に賛成するとともに、今後地方自治体における同様のセキュリティ懸念事案について、監督官庁による適切な監視を希望いたします。</p>	賛成意見として承ります。	無
25	<p>改正に賛成である。</p> <p>交付におよそ本人確認と呼べるものではない認証方法を利用可能な自治体があると知り驚愕した。自身の公的な証明書類となるものを、安易に偽装可能な手法の存在が示唆され、かつ交付する側に情報の正確性を検証する手段のない方法で取得できてしまうのは、重大なリスクであると考えます。</p> <p>オンラインによる申請は、対面や郵送といった物理的な申請に比べ、利用者の利便性が向上するが、その手軽さは悪意を持った利用も容易にしてしまう。そのため、重要な証明書類の発行ともなれば、本人確認には特に注意を払うべきであり、電子署名を用いた厳格な本人確認は適当であると考えます。</p> <p>仮に、電子署名を用いた本人確認と同等の厳格さを持つ手法を、但し書きを理由に自治体で使用していたのであれば本改正には反対の立場であった。しかし現状はそうではなく、但し書きを理由に同等の厳格さとは言い難い手法が利用されている有様である。</p> <p>よって、但し書きが適用されないとする改正には賛成である。</p>	賛成意見として承ります。	無
26	<p>この省令改正はJPKI以外の本人確認手段を一切認めないことになり、地方自治体や民間企業からの新しい技術、アイデアによる行政サービスの品質向上可能性の芽を摘むものであり、断固反対します。</p> <p>このコロナ禍においてリモートで手続きを完結するための手段は1つでも多く試していくべきだと思います。この選択肢をあえて総務省は消そうとしています。一体誰のためになるのでしょうか。</p> <p>もし理由が「安全性によるもの」であれば、渋谷区の利用実績を学ぶべきです。渋谷区ではeKYC認証による本人確認を用いたオンラインでの住民票請求サービスを開始してから1年以上にわたって本サービスを住民に提供してきました。総務省が主張する「申請の改ざん」や「なりすまし」はあったのか。</p> <p>当然ですが、こういったセキュリティ上の致命的な問題は1件も発生していません。事故が発生していないから安全ということではなく、本サービスでは住民票登録地にしか住民票を送付しないので設計上不正取得が発生しないのは想定通りで、この実績は本サービス全体としてのセキュリティ対策が機能していることを裏付けています。eKYC技術単体での対策ではなく、運用全体で不正取得というリスクを予防しているのです。</p> <p>その事実から学ぶことなく、とにかくマイナンバーカード以外の選択肢を断とうとする総務省の姿勢からは、総務省がこだわっているのは安全性ではなく「マイナンバーカードが利用されるかどうか」に尽きると考えられます。</p> <p>それでもなお、渋谷区での利用例にリスクがあると主張するのであれば、どのようにすれば渋谷区のサービスにおいて住民票を不正取得できるのか、具体的にお示しください。そうでなければ、この省令改正、および本人確認をJPKI縛りにすることに合理的な理由はないと考えられます。</p> <p>現在、日本全国でeKYCを使った住民票申請サービスを提供しているのは当社のみであり、導入しているのは渋谷区のみです。つまり総務省は当社および渋谷区による営みに焦点を当ててこの取り組みを禁止する目的で省令改正をしようとしています。挑戦する自治体、民間企業を国の権力で抑えようとする総務省。当社がイメージする国の役割、理想的な民主主義国家とは程遠いものです。</p> <p>また、裁判で係争中の事案に対しその元となるルールを被告が変更できるなど常識を逸脱した行為です。民主主義国家として再考下さい。</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報が漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(以下「総務省情報通信技術活用省令」という。)第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。</p> <p>なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めていないようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。</p> <p>上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではなく、ご指摘の「行政サービスの品質向上可能性」を失わせるものではないと考えています。</p> <p>また、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項に規定する電子署名は、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第一百五十三号)第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名」を指し(同令第2条第2項第1号)、個人番号カードを用いた電子署名に限られるものではなく、今回の改正案は、ご指摘のような個人番号カードの普及促進を目的とするものではありません。</p> <p>総務省情報通信技術活用省令第4条第2項に規定する電子署名は、これを用いることで、暗号技術によって、確実な本人確認と文書の改ざん検知が可能となる上、電子署名及び認証業務に関する法律第3条の規定に基づき、送信された情報は真正に成立したことが推定されることとされているものであることから、オンラインにおける厳格な本人確認手段として必要なものと考えており、これらの要件を満たさない手段を採用することは適切でないと考えています。</p>	無

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
27	<p>いわゆる顔認証は、「顔」が基本的に誰でも見られる公開情報である以上、秘密鍵による認証や電子署名の代わりにはなりません。</p> <p>そのような根本的に不完全な認証方式を可能としたい業者による改正反対運動が喚起されていますが、上述のとおり技術的・理論的に不適切ですので、許容しないように希望します。</p> <p>なお当方は情報科学を専門とする研究者(国立大学教授、日本学術会議連携会員)ですが、本件は組織を代表するものではありません。</p>	賛成意見として承ります。	無
28	<p>本改正に賛同します。</p> <p>現在、事故が確認されていないとしても事故が確認されていないだけであったり、将来にわたり安全とは言えない申請方法についてはそもそも許容されるべきでないかと思料します。</p>	賛成意見として承ります。	無
29	<p>マイナンバーカード以外はダメ、ということを出発点とした姿勢ではなく、「安全でみんなが使えるアイデアなら常に検討できる」というのが正しい姿だと思います。</p> <p>「国は今すぐにマイナンバー1択にしようとしている。それで良いのか？ 現状のマイナンバー普及率は過半数に遠く及ばず、さらにマイナンバーを読み取るデバイスを持つ人はさらに少なくなります。今時点ではオンライン申請はほとんどの人が利用できない手段に限定されることとなります。これは正しい選択とは思えません。</p> <p>実用的に安全で、みんなが利用できるサービスを選択肢として提供すべきだと思います。現在渋谷区で提供されているサービスは、申請時にeKYC(複数角度の顔写真と顔写真付き本人確認書類の照合)で認証をおこない、住民票登録住所にのみ住民票を送付する運用で不正な申請を予防しています。</p> <p>この省令改正の対象はeKYCに限った話ではありません。マイナンバーカード以外の方式は一切容認されなくなります。今後、新たなアイデアや技術が出てきても、です。今回の省令改正はこの後に及んでまだ国が技術革新の速度を低下させる規制を追加するという動きです。</p> <p>安全であることは妥協できません。しかしそれはいろんなアイデアで実装できる可能性があります。国が一律に規制する必要はないと思います。現行法規はそれが正しく書かれています。あえて規制する今回の改正は「後退」だと思います。</p> <p>JPKIを否定していません。マイナンバーカードによる認証は、当然選択肢としてあってよいと思います。カードの普及率や読み取りデバイスなどの取り巻く環境が改善されればさらに現実的な手段になると思います。ただ、現状は選択肢が「それだけ」だと不十分だ、という見解です。</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(以下「総務省情報通信技術活用省令」という。)第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。</p> <p>なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めていないようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。</p> <p>上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではありません。</p> <p>また、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項に規定する電子署名は、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名」を指し(同令第2条第2項第1号)、個人番号カードを用いた電子署名に限られるものではありません。</p> <p>総務省情報通信技術活用省令第4条第2項に規定する電子署名は、これを用いることで、暗号技術によって、確実な本人確認と文書の改ざん検知が可能となる上、電子署名及び認証業務に関する法律第3条の規定に基づき、送信された情報は真正に成立したことが推定されることとされていることから、オンラインにおける厳格な本人確認手段として必要なものと考えており、これらの条件を満たさない手段を採用することは適切でないと考えています。</p>	無
30	<p>郵送による本人確認よりは eKYC のほうが脆弱でないのではないですか？</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(以下「総務省情報通信技術活用省令」という。)第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。</p> <p>なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めていないようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。</p> <p>上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきており、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものです。</p> <p>総務省情報通信技術活用省令第4条第2項に規定する電子署名は、これを用いることで、暗号技術によって、確実な本人確認と文書の改ざん検知が可能となる上、電子署名及び認証業務に関する法律第3条の規定に基づき、送信された情報は真正に成立したことが推定されることとされていることから、オンラインにおける厳格な本人確認手段として必要なものと考えており、これらの要件を満たさない手段を採用することは適切でないと考えています。</p> <p>他方、ご指摘の郵便等による請求については、従来より住民基本台帳法の規定により認められており、署名を付すことで真正に成立したことが推定される上、そもそもオンラインによる請求と書面による請求とでは、条件が大きく異なるため、セキュリティ上のリスクを単純に比較することは困難なものと考えています。</p>	無

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
31	<p>今回の改正については渋谷区を狙い撃ちにしており、また省益のためにイノベーションを阻害し、国益を損ねているという意見を述べている方もいらっしゃいますが、正しい改正だと思います。 オンラインを使用した「認証を必要とする」手続きにおいて、認証足りえない技術を用いた枠組みを規制するのは当然だと思いますので、今回の改正を支持します。</p>	<p>賛成意見として承ります。</p>	無
32	<p>ご提案の省令改正が、住民が電子的に行う住民票写し交付申請について、電子署名法施行規則第5条 二と組み合わせることによって、申請都度に公的個人認証の署名用電子証明を義務付けるものであるように読めることを懸念しています。</p> <p>もし、この懸念が正しい場合には、(1)コンビニ交付などに使われている公的個人認証の利用者証明書を活用した本人確認や、(2)認定認証事業者による本人確認の道が塞がれてしまわないでしょうか？それでは(3)無意味に国民の利便性を妨げる、(4)多様な技術やサービスの発展を阻害するなどの副作用があり賛成できません。</p> <p>もし、改正を実施されるのであれば、この懸念を払拭する確認を何らかの手段で行って頂きたいと存じます。このコメントへのお返事と言う形でも結構ですので、どの法令のどの条文によって担保されているかをお示しただけでしたら幸いです。</p>	<p>ご指摘の「電子署名法施行規則第5条」は、電子署名及び認証業務に関する法律に基づく認定認証事業者が行う特定認証業務における電子署名の利用者の真偽の確認の方法について、署名用電子証明書による確認(同条第1項第2号)の他、公的証明書(運転免許証、旅券など)による確認など(同条第1項第1号)を規定するもので、認定認証事業者が提供する電子署名サービスにおいて署名用電子証明書を用いることを義務づけているものではありません。</p> <p>なお、住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報情報が漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(以下「総務省情報通信技術活用省令」という。)第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。</p> <p>また、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めていないようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。</p> <p>上記のことについては、これまででも通知等で市区町村に示してきており、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものです。</p>	無
33	<p>現在、コンビニで住民票の写しの交付をする際には、情報通信技術活用法第6条第4項に定める「個人番号カードの利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるもの」を署名に代えていると認識しています。</p> <p>総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第13条では、「氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるもの」は「電子署名及び第四条第二項ただし書に規定する措置」とされています。</p> <p>コンビニ交付の際には電子署名は行っていないものと思われます(署名用のパスワードは入力していない)が、今回の改正で「第4条第2項ただし書を適用しない」こととすると、コンビニ交付に影響はないでしょうか。</p>	<p>ご指摘の所謂「コンビニ交付」については、コンビニ事業者が設置したキオスク端末を通じて個人番号カードを掲示し暗証番号を入力した住民に対し、住民票の写し等を交付するものであり、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「デジタル手続法」という。)第6条第1項及び総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第3条の規定に基づく「電子情報処理組織」による申請等には当たらないものであることから、本件省令改正の影響が及ぶものではありません。</p>	無
34	<p>仕様が各社各様にバラバラなeKYCについて、これを本人認証に使うのはよろしくない。Twitter上で渋谷区の住民票交付申請の際に使われているeKYCが本人認証として不完全であることが指摘されているが、議論の中で技術的な課題を無視して推進しようとする方が散見される。住民票という国の制度の根幹をなす書類の交付に対して、真正性検証が存在しない不完全な技術を使うべきではないし、交付申請にeKYCを使うのはその成り立ちから外的外れな使い方であり、制限をかけるべきである。 https://togetter.com/li/1776016</p>	<p>賛成意見として承ります。</p>	無

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
35	<p>渋谷区民です。当区では、LINEを用いた申請も活用でき、とても便利です。これは住民票の取得に限ったことではなく、ワクチン接種予約でも利用できます。</p> <p>今の時代において、そもそも紙ベースというのが時代錯誤ですので、渋谷区のような方式は積極的に採用してほしいものです。印鑑がなくなってきた良かったとも感じています。</p> <p>LINEアプリの安全性を問う意見も見受けられますが、であれば、デジタル庁自身が、そのようなアプリ開発を行うのはいかがでしょうか？</p> <p>せっかくのマイナンバーカードも、厚みのあるカードが一枚増えただけでなく、これ1つで何でもできる社会を期待しています。</p> <p>そうすれば、そもそも「住民票の取得」ということすら、必要が無くなり、利便性が高まるのではないのでしょうか</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報が漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。</p> <p>なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めていないようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。</p> <p>上記のことについては、御指摘のとおり、これまでも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではありません。</p>	無
36	<p>犯罪収益移転防止法により認められているeKYCでも、本人確認の安全性は確保される。</p> <p>前記法は金融庁の所轄だと思うが、「住民票の交付」という目的に対し、「本人確認」の手段において、金融庁ではeKYCを認め、総務省では「電子署名が必須」というのは、行政の縦割り構造による相矛盾するダブルスタンダードである。</p> <p>したがって、本人確認という行政業務において電子署名に限定するような改正は、何らの必然性はなく、不要な改正である。</p> <p>また、eKYCは金融業界ですでにマイナンバーよりはるかに普及しており、fintechの一部として技術面・安全性・利便性でも秀でている。したがって、eKYCを排除する改正は認められるべきではなく、また総務省ではなくデジタル庁が主体となり、eKYCによる運用では足りない要件(＝総務省がeKYCを排除する理由)を満たすべく案件であると考え。この点において、電子的な本人確認に対して、総務省が関与すべき案件ではない。</p>	<p>住民票の写しに記載される情報は、氏名、住所等、個人識別につながる情報が含まれ、不正に外部へ漏えいした場合、第三者に悪用される危険性が高いものであるため、住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報が漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(以下「総務省情報通信技術活用省令」という。)第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。</p> <p>なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めていないようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。</p> <p>上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではありません。</p> <p>また、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項に規定する電子署名は、これを用いることで、暗号技術によって、確実な本人確認と文書の改ざん検知が可能となる上、電子署名及び認証業務に関する法律第3条の規定に基づき、送信された情報は真正に成立したことが推定されることとされているものであることから、オンラインにおける厳格な本人確認手段として必要なものと考えており、これらの要件を満たさない手段を採用することは適切でないと考えています。</p>	無
37	<p>今回の省令一部改正には反対である。渋谷区のeKYCを含め、本人認証の技術は日進月歩で進歩しており、マイナンバーカード縛りしか認めないのはデジタル庁やDXといったものをマイナンバーカードを持たない者にしか恩恵にあずかれないのはマイナンバーカードを強制するようなものだ。仮に地方公共団体システム機構のサーバーが異常が起き、給付金やワクチンパスポートのような大事な物事の時にマイナンバーカードが使えないので紙とかで我慢してくれと納得する国民はいるのだろうか。今回の省令改正は総務省の怠慢を進めるものと思えない。</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報が漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(以下「総務省情報通信技術活用省令」という。)第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。</p> <p>なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めていないようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。</p> <p>上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではありません。</p> <p>また、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項に規定する電子署名は、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名」を指し(同令第2条第2項第1号)、個人番号カードを用いた電子署名に限られるものではなく、今回の改正案は個人番号カードの取得を強制する趣旨のものではありません。</p>	無

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
38	<p>本省令改正に反対です。 本件の目的は本人以外からの不正な住民票請求を防止できればよいものだと思います。住民サービスは自治体レベルで行うものですから、自治体の裁量がある程度認める規定にしておくべきかと思ます。 情報通信技術が日々進化していく中で、ただし書きを排除する場合は、自治体レベルでの柔軟な対応ができないことで、住民サービスを良化させる機会を失わせる可能性があるのではないのでしょうか。 逆に本件を実施する場合は、総務省が技術の進化に敏感に反応し、速やかに省令改正を行うことが必要かと思ます。</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報が漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。 これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。 上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではなく、ご指摘の「住民サービスを良化させる機会を失わせるもの」とは考えておりません。</p>	無
39	<p>改正案に賛成します。 民間企業等において本人の容貌の画像及び顔写真付き本人確認書類の写しを送信する方法がeKYCとして提供されておりますが、なりすまみや改ざん等のサイバー攻撃を完全に防止措置することはできないものと思料します。</p> <p>現状、なりすましや改ざん等においてセキュリティ上有効なeKYC手法は1.マイナンバーカードの署名用証明書に係る電子署名、または2.電子署名法で定められる認定認証業務によって発行された証明書に係る電子署名のみであると思料します。また、電子申請等における「申請の本人の意思」は非常に重要なものであると考えられ、本人の容貌の画像及び顔写真付き本人確認書類の写しを送信する方法では、本人の意思の真正性を電磁的に確認することができません。その点も含め、現状有効な手法は電子署名に限られます。</p> <p>したがいまして、今回の改正案における「ただし書」の適用については、1及び2の手法とセキュリティ上同等かそれ以上の本人確認方法であるべきと思料します。</p>	賛成意見として承ります。	無
40	<p>今回の改正により、電子申請による住民票等の取得はマイナンバーカードによる手続に限定されることになるため、現行法で確保されている、市町村長の裁量によるマイナンバーカードを用いない手続を禁止することになる。この、市町村長の裁量による手続は、マイナンバーカードを用いなくても行えるよう、各市町村の自主的な取り組みを阻害するものであり、地方自治を尊重しない改正であると感じます。 国としては、マイナンバーカードの取得・利用促進に努めたいという事で今回の改正をするのだと理解しますが、情報技術のさまざまなイノベーションが進む中で住民票等の取得方法には選択できる余地があるべきだと感じます。 今回の改正は、マイナンバーカードを全国民が取得していない現状において、性急に改正する必要はないと感じます。</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報が漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。 これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「総務省情報通信技術活用省令」という。）第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。 なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めていないようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。 上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではありません。 また、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項に規定する電子署名は、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名」を指し（同令第2条第2項第1号）、個人番号カードを用いた電子署名に限られるものではなく、今回の改正案は、個人番号カードの普及促進を目的とするものではありません。</p>	無
41	<p>1. 今回対象とされている手続のほか、「所定の電子署名」による本人確認を行わなければならないと総務省が考える所管の手続があれば、一部でも構いませんのでご教示願います。 また、今回の改正が行われた場合、対象とされていない御省所管の手続については、「所定の電子署名」により本人確認を行わなければならないとされていない手続と理解してよろしいかご教示願います。</p> <p>2. 仮に、今回の改正案の対象となる手続に「所定の電子署名」が原則必要とされる場合であっても、令和3年9月に施行された「デジタル社会形成基本法」の基本理念、マイナンバーカードの交付状況や今後の技術発展等を踏まえ、一定の場合は、他の方法（例えば、他の法令に基づくオンラインによる本人確認手法のうち「所定の電子署名」と同等との整理がなされるもの）でも対応することができるように改正を行っていただくことが適当と考えますが、御省のお考えをご教示願います。</p>	<p>1について 住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報が漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。 これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「総務省情報通信技術活用省令」という。）第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。 なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めていないようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。 上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきており、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものです。 総務省が所管する他の法令に基づく手続に関する総務省情報通信技術活用省令の適用については、同様に当該法令の趣旨を踏まえて解釈する必要があるものと考えています。</p> <p>2について 今後の参考とさせていただきます。</p>	無

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
42	<p>(意見の趣旨) 改正を予定している「住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令」(以下「本省令」)の内容(第22条の新設)は、住民基本台帳法(以下「住基法」)の委任の範囲を超えるものであり違法であるため、この改正はすべきではありません。国の方針としてあくまでこの改正と同様の内容の政策を進めるといふことであれば住基法又は／及び「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」(以下「デジタル手続法」)の改正が必要であり、それに向けた議論をなすべきです。</p> <p>(意見の理由) 1 「住民票の写し」の交付請求は、住民基本台帳に係る「転入届」や「転出届」と異なり、住民基本台帳に記載されている内容を変更するものではありません。「住民票の写し」は、住民基本台帳にそうした記載があることを証明する(実在の証明や属性の確認)に留まるものです。本人以外も取得できますし、第三者に交付することもできます。 2 住基法12条3項は、「住民票の写し」の交付請求を行っている者が本人であることの確認を求めています。本人であることの確認方法について法律は定めていません。これについては、同条項を受けて定められている本省令5条は「市町村長が適当と認める書類を提示する方法」などと規定し、いわゆる事務処理要領も最終的に「行政機関の長」の判断に委ねています。要するに、住基法は、本人確認の方法については「行政機関の長」が判断すればよいものとしています。 また、住基法12条7項は、「住民票の写し」の交付請求を郵便による方法によって行うことを制度として認めています。この場合、確認書類の提出については「写し」でよく、原本が必要ともされていません。 3 本省令において「住民票の写し」の交付請求をオンラインにおいて行うにあたって常に電子署名が必要とするのは、住基法が想定している手続と比べて明らかに重過ぎるものとして、その委任の範囲を超えるといわざるを得ません。 4 いかなる手続きにどのレベルの本人の確認手続を要求するかについては、無数にある行政手続を俯瞰的にみた政策的な判断が必要です。この役割が期待されているのが、今年9月1日に創設されたデジタル庁ではないでしょうか。場当たりの対応での省令改正は、将来の行政手続のオンライン化の普及・展開に大きな問題を残すことになると考えます。</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報が漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。 これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「デジタル手続法」という。)第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(以下「総務省情報通信技術活用省令」という。)第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。 なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めていないようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。 上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきており、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものです。 また、デジタル手続法第6条第1項は、様々な行政手続一般を対象とするものであるため、同項に基づいてオンラインで行政手続を行う場合の具体的方法については、当該手続の根拠法令を所管する主務大臣の定める省令(主務省令)に委任することとしており、今回の改正はこの委任に基づくものです。 総務省情報通信技術活用省令第4条第2項に規定する電子署名は、これを用いることで、暗号技術によって、確実な本人確認と文書の改ざん検知が可能となる上、電子署名及び認証業務に関する法律第3条の規定に基づき、送信された情報は真正に成立したことが推定されることとされているものであることから、オンラインにおける厳格な本人確認手段として必要なものと考えており、これらの要件を満たさない手段を採用することは適切でないと考えています。 他方、ご指摘の郵便等による請求については、従来より住民基本台帳法の規定により認められており、署名を付すことで真正に成立したことが推定される上、そもそもオンラインによる請求と書面による請求とは、条件が大きく異なるため、セキュリティ上のリスクを単純に比較することは困難なものと考えています。</p>	無
43	<p>意見:改正案のうち適用除外から国の関与がない事務である「第十一条の二第一項」「第十二条第一項」「第十二条の三第一項及び第二項」「第十二条の四第一項」「第十二条の四第一項から第四項」を削除すべき。</p> <p>以下理由の要約である。</p> <p>(1) 住民基本台帳にかかる事務は自治事務であり、その運用には当該自治体に裁量が与えられるべきである 特に住民基本台帳に記録された本人が当該自治体に対し行う請求にかかる事務は、当該自治体内で完結する事務であるから、当該自治体の責任において、その自治権の範囲内で運用が定められるべきである。</p> <p>(2) 住民基本台帳にかかる事務のオンライン化には必ずしも電子署名による申請者の本人確認を必要とするとは限らない 住民基本台帳にかかる事務をオンラインで行うにあたり、ほぼ一律に電子署名による申請者の本人確認を求めることは過度のセキュリティ要件である。事務に求められるセキュリティレベルはその申請内容や使用目的によって様々であり、利便性とのバランスにおいて適切な手段が手続きの種類に応じて取り得られるべきである。</p> <p>(3) 住民基本台帳にかかる事務における不正の防止において重視すべきは申請目的の確認であるが、その過程で本人確認は十分可能である 住民基本台帳にかかる事務のうち、住民票記載の本人以外による申請の受理にあたっては申請目的の確認が重要であるが、オンライン化にあたってどのような事務がなされるべきかは、現在自治体の裁量と創意工夫に任されている。このような申請における目的確認の過程において現状窓口において取られているのと同程度の本人確認は可能である。</p> <p>以上の理由により、国が関与する第十一条第一項を除いては適用除外とするべきではないと考える。</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報が漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。 これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。 なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めていないようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。 上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではありません。 また、地方自治法上の自治事務である住民基本台帳事務についても、地方公共団体は、根拠法令の規定に従って適正に事務を行う必要があるものであり、法令の趣旨を明確化した今回の改正案に特段の問題はないものと考えています。 総務省情報通信技術活用省令第4条第2項に規定する電子署名は、これを用いることで、暗号技術によって、確実な本人確認と文書の改ざん検知が可能となる上、電子署名及び認証業務に関する法律第3条の規定に基づき、送信された情報は真正に成立したことが推定されることとされているものであることから、オンラインにおける厳格な本人確認手段として必要なものと考えており、これらの要件を満たさない手段を採用することは適切でないと考えています。</p>	無

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
44	<p>○ 本問題は、俯瞰した視点でいえば、デジタルガバメントをどのように作っていくかという中での本人確認のありかたという論点の問題である。そのような横申しの視点を踏まえた上での個別問題としてとらえるべきである。デジタル政策の司令塔であるデジタル庁が関係省庁(規制改革推進会議を含む)とも連携しながら、まずは政府としての公式見解をあらためて整理し公表することがこの改正の可否を議論する前に重要である。</p> <p>○ どのような手続きが必要になるかは国民の権利義務と関係することから行政法の観点からは、明確に法令に記載がないと不適切であるというのが法治国家の大前提である。明確化ということであれば現行の条文の解釈として改正後の趣旨が読めていたというはずであるが、どのように読めるのか。つまり、但し書きの適用除外規定が法令上にないにもかかわらず本文は適用されるが但し書きは適用が除外されていたという総務省の主張の合理的理由は何か。</p> <p>○従来の政府見解や関係省庁文書等と本問題の相互関係性や接続性に関する整理が必要であり、どのような手続きではどのような本人確認手法を使うのか、マイナンバーカードの公的個人認証機能活用以外の方法をどこまで認めるのか認めないべきなのか、認める場合認めない場合はその範囲と理由といった大きな方向性を政府としてきちんとあらためて整理してデジタル庁のもとで統一的にハンドリングすることがデジタルガバメント推進の上では必要不可欠である。これを踏まえないと、一般国民や事業者にも大きな混乱をもたらす。行政手続きのオンラインの本人確認の手法に関する文書としては、少なくとも以下のようなものがある。</p> <p>・2018年7月20日「デジタル・ガバメント実行計画」(デジタル・ガバメント閣僚会議決定)での以下の記述 「電子的な本人確認の手段についても、行政手続きにおける本人確認等の手法として広く用いられているマイナンバーカード等を用いた電子署名に加え、情報システムの取り扱う情報や行政サービスの性質等を勘案し、電子署名以外の電子認証等の適切な技術選択を行うことが重要である。」</p> <p>・2019年2月25日CIO連絡会議決定(上記方針を受けたもの)『行政手続きにおけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン』</p> <p>・2020年2月27日 IT戦略本部提出資料『本人確認のデジタル化・厳格化の推進について(説明資料)』</p> <p>・2020年12月25日『デジタル・ガバメント実行計画』(閣議決定)での以下記述 『本人確認のオンライン化 行政手続のオンライン化に当たっては、各府省は、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(平成31年2月25日CIO連絡会議決定)に基づき、各手続の特性や利用者の利便性を総合的に勘案して、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用など各手続に見合った本人確認のオンライン化を行う。』</p> <p>・2021年6月18日『デジタル社会の実現に向けた重点計画』(閣議決定)での以下記述 『「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」に基づき、行政手続の特性に応じた本人確認手法の適正化を図る。』 『eKYC等を用いた民間取引等における本人確認手法の普及促進 デジタル空間での安心・安全な民間の取引等において必要となる本人確認について、公的個人認証サービス(JPKI)の利用に加え、安全性や信頼性等に配慮しつつ、具体的な課題と方向性を整理し、簡便な手法の一つであるeKYC等を用いた本人確認手法の普及を促進する。』</p> <p>・2021年8月23日 第11回規制改革推進会議資料の当面の課題より抜粋 『本人認証方法の統一(個人:マイナンバーカード、法人:G Biz ID)、行政機関間の連携による添付書面等の削減、民間サービスとのAPI連携等による利便性向上に取り組み、官民の手続のオンライン利用率を横断的かつ大胆に引きあげる。』</p> <p>○他省庁の以下の役割や動きに十分留意する必要がある。 ・デジタル庁の所掌事務に、『情報通信技術を用いた本人確認に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。』(デジタル庁設置法第4条第2項第5号)とある。 ・規制改革推進会議で、9月8日の第1回デジタルWGでは、『行政手続における書面主義の見直し及びオンライン利用率を大胆に引き上げる取組について(戸籍謄抄本の請求等のオンライン化の促進等)』が議論されている。</p>	<p>住民票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び同法に基づき総務省が所管する法令に基づく手続一般について通則的な規律を定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(以下「総務省情報通信技術活用省令」という。)第4条第2項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。</p> <p>なお、総務省情報通信技術活用省令第4条第2項ただし書において、「ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、これは、総務省所管の行政手続のうち、書面により行われる場合にも厳格な本人確認措置までは求めているようなものについてオンラインで行う場合に、行政機関等が指定する電子署名以外の簡易な方法で本人確認を行うことを認める趣旨から規定されたものであり、住民基本台帳法上、厳格な本人確認が求められている手続については適用されないものです。</p> <p>上記のことについては、これまでも通知等で市区町村に示してきたところ、今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではありません。ご指摘の累次の政府文書も踏まえ、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律を所管する内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室(現在のデジタル庁)にも協議の上、検討を行ってきたところであり、適正な改正であると考えておりますが、頂いた意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	無